

In depth

A look at current financial reporting issues

2020年10月9日
In depth No. 2020-06

金利指標改革についてのIFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号およびIFRS第16号に対する修正(フェーズ2)に関する実務ガイド

FAQ 5.6.1—フェーズ2の『24か月以内に独立して識別可能』の救済措置の評価における、リスク要素として指定される代替的な指標金利を期間(テナー)ごとに分析する必要性

質問

フェーズ2の「24か月以内に独立して識別可能」の救済措置を評価する場合、リスク要素として指定される代替的な指標金利を期間(テナー)ごとに別々に分析しなければならないでしょうか。

回答

はい。フェーズ2の「24か月以内に独立して識別可能」の救済措置は、金利指標ごとに別々に適用され、代替的な指標金利がリスク要素として最初に指定された日から開始します[IFRS第9号第6.9.11項][IAS第39号第102Z1項]。同様に、「24か月以内に独立して識別可能」の救済措置は、その金利が最初の指定日から24か月以内に独立して識別可能とはならないと企業が合理的に予想する場合、その見直しの日から適用を終了します[IFRS第9号第6.9.12項][IAS第39号第102Z2項]。

当該修正では、代替的な指標金利がリスク要素として指定されるテナーごとに「独立して識別可能」であるとみなされるべきかどうかについては明らかにしていませんが、IFRS第9号BC6.656項は、その評価はそれぞれのヘッジ指定ごとに行うべきであると述べています。

PwCの見解では、代替的な指標金利を指定する場合、企業が異なるテナーごとに別々に評価することは可能であると考えています。例えば、企業が36か月LIBORのエクスポージャーと10年LIBORのエクスポージャーを公正価値ヘッジに指定した場合、企業は、36か月物について24か月以内に独立して識別可能になると評価し、10年物については識別可能とならないと評価する可能性があります。同様に、企業は、IFRS第9号第6.9.11項の「24か月以内に独立して識別可能」の救済措置の適用を終了するかどうかを決定する際に、異なるテナーごとに検討できると考えます。

© 2021 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.